

滋賀県スポーツ少年団表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県スポーツ少年団設置規程第4条に基づき、滋賀県スポーツ少年団活動に功績のあった団、指導者等の表彰に関する事項を定めるものとする

(表彰の形式)

第2条 表彰は滋賀県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

(表彰の区分及び対象者)

第3条 表彰の区分及び対象者は、次のとおりとする。

(1) スポーツ少年団育成成功労賞

県・市町の本部役員、スタッフ、または単位スポーツ少年団役員、指導者、スタッフとして永年在籍し、スポーツ少年団発展のために寄与した者（若干名）

(2) 優秀単位スポーツ少年団賞

永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポーツ少年団

(3) スポーツ少年団奨励賞

5年以上役員、指導者、スタッフとして活躍している者。

(4) 特別功労賞

顕著な功績があるとして、滋賀県スポーツ少年団本部長が特に認めた者・団体
《上記永年とは、10年以上をいう》

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により市町スポーツ少年団本部長が所定の期日までに、滋賀県スポーツ少年団本部長宛に推薦するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、スポーツ少年団育成成功労賞及び特別功労賞については、滋賀県スポーツ少年団本部長も推薦することができるものとする。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、副本部長会の選考を経て、常任委員会において決定する。

(推薦基準)

第6条 表彰者推薦基準については、常任委員会の議を経て別に定めるものとする。

(変更)

第7条 この規定の改正は、滋賀県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

付則

- 1 本規程は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月5日改正
- 3 平成14年10月1日改正
- 4 平成27年5月16日改正
- 5 令和2年12月5日改正